

質疑・回答書

告示番号	第29号	件 名	平成26年度下水道築造工事(原田中央幹線・その2)
No	質疑事項	回 答	
86	<p>・質疑・回答書 No.12 ・現場説明書[I]シールド工[3]一次覆工(2)セグメント 回答No.12で、「異型セグメントの価格の有効数値4桁」とありますが、「異型セグメント単価」と「幅比考慮単価」の両方共有効数値4桁と考えてよいでしょうか。ご教示下さい。</p>	そのように考えて結構です。	
87	<p>・質疑・回答書 No.50 回答No.50で、第149号代価表は、「積込費と運搬費を計上しています。」とありますが、処分費は設計変更対象と考えてよいでしょうか。ご教示下さい。</p>	No.64の回答を参照して下さい。	
88	<p>・現場説明書[I]シールド工[3]一次覆工(2)セグメント 現場説明書に記載のセグメント諸経費対象外についてですが、諸経費対象外金額は、計算された金額そのままでしょうか。それとも、千円単位等で端数処理されるのでしょうか。端数処理される場合は、その桁と端数処理方法(四捨五入、切捨て、切上げ)も合わせてご教示下さい。</p>	計算した金額は、千円単位で端数処理(切捨て)しています。	
89	<p>・質疑・回答 No.31 回答No.31で、「開削工事施工箇所の作業は夜間作業。」とありますが、明細書(No.46～)の一部は昼間作業となっています。 No.5～No.7立坑、マンホールに関する作業は協議対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。</p>	別途協議とします。	

質疑・回答書

告示番号	第29号	件 名	平成26年度下水道築造工事(原田中央幹線・その2)
No	質疑事項		回 答
90	<p>・質疑・回答 No.23 回答No.23で、「平成24年4月以降は固定占用困難。」とありますが、施工時に地盤改良設備および薬液注入設備据付・解体に関して積算時の条件と相違が生じた場合、協議対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。</p>		<p>別途協議とします。(回答No.23ですが、時期は平成27年4月以降と回答しております。)</p>

豊中市総務部契約検査室 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp